

議案第83号

大阪州市税条例の一部を改正する条例案

大阪州市税条例（平成29年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（市民税の申告等） 第33条 〔略〕 〔2～7 略〕 8 新たに第17条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者は、その該当することとなった日から2月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。 〔(1)～(3) 略〕 (4) 法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。第151条第4号において同じ。） 〔(5) 略〕 附 則 （法人の市民税の法人税割の税率の特例） 第9条 次の各号に掲げる各事業年度分の法人税割の税率は、第27条第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 〔(1) 略〕 (2) 令和元年10月1日以後に開始し、かつ、	（市民税の申告等） 第33条 〔同左〕 〔2～7 同左〕 8 〔同左〕 〔(1)～(3) 同左〕 (4) 法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。第151条第4号において同じ。） 〔(5) 同左〕 附 則 （法人の市民税の法人税割の税率の特例） 第9条 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) 令和元年10月1日以後に開始し、かつ、

令和12年3月31日までに終了する各事業 年度分 100分の8.2 (中小法人等に対する法人の市民税の課税の特例) 第10条 資本金の額若しくは出資金の額が100,000,000円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除き、第17条第5項に規定する人格のない社団等を含む。)で、法人税額(市内及び他の市町村において事務所又は事業所を有する法人については法第321条の13第1項の規定により関係市町村に分割される前の額による。以下この条において同じ。)が年20,000,000円以下であるものに対する当該事業年度分の法人税割額は、次の各号に掲げる各事業年度分に限り、当該各号に定める額とする。ただし、法第321条の8第1項に規定する予定申告法人及び清算中の法人については、この限りでない。 〔(1) 略〕 (2) 令和元年10月1日以後に開始し、かつ、令和12年3月31日までに終了する各事業年度分 前条(第2号に係る部分に限る。)の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に8.2分の2.2を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額 〔2・3 略〕	令和7年3月31日までに終了する各事業 年度分 100分の8.2 (中小法人等に対する法人の市民税の課税の特例) 第10条 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) 令和元年10月1日以後に開始し、かつ、令和7年3月31日までに終了する各事業年度分 前条(第2号に係る部分に限る。)の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に8.2分の2.2を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額 〔2・3 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月21日提出

説 明

法人の市民税について法人税割の税率等の特例が適用される事業年度の範囲を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。